

4. 計画の体系

(1) 目標

本市では、食育基本法及び第2次食育推進基本計画を基本に、「金沢の伝統と文化に配慮し、食に関して正しい知識と判断力を身につけ、健全な食生活の実践により、心身ともに健康で生き生きと生涯を送ることができる市民を育てること」を目標とし、次の視点と取組の方向に基づき食育を推進します。

(2) 視点

① 市民全てが健全な食生活を習得し、実践できる能力を育てる食育

市民一人ひとりが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践できるよう食育を推進します。

特に、未来を担う子どもたちに対しては、発達段階に応じて、健全な心身と豊かな人間性をはぐくむため、その基礎をなす健全な食生活の習得に取り組めます。

② 食への感謝の気持ちを育て、食の大切さの理解を深める食育

食育には、食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちををはぐくむ取組も求められます。本市の自然と伝統的食文化を生かし、農林水産業・食品製造業等の食に関する多様な体験活動を通じて、日々の食生活を支えてくれる自然の恩恵と生産者を始めとした多くの人々の労苦を認識し、さらに、今に伝えられる食文化のすばらしさを実感することにより、食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちををはぐくむための取組を進めます。

③ 市民を主役とした食育

市民一人ひとりが主役として、広く家庭や学校、保育所・幼稚園、地域関係者、食品関係事業者、その他食育関係者・関係団体がそれぞれの役割について積極的に取り組み、必要に応じ行政も含め相互に連携・協働し一体となって、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた「生涯食育社会」の構築に向けて食育を推進します。

(3) 取組の方向

家庭、学校、保育所・幼稚園における食育の推進、地域における食生活の改善のための食育の推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供等の推進に取り組みます。

① 家庭、学校、保育所・幼稚園における取組

生涯の食生活の基礎を学ぶ大切な時期である子どもたちが、望ましい食習慣を身に付け、食べることの楽しさや食と地域との関わりなどを理解し、健全な食生活を実践することができるように、また、食育の原点である家庭における共食の啓発にも家庭、学校、保育所・幼稚園、行政が連携して、子どもの発達段階に合わせた取組を継続的に推進します。

② 地域における食生活改善に向けた取組

市民一人ひとりが、自ら食生活に関心を持ち、生活習慣病の予防及び改善と健康の増進に努めることができるよう、食生活指針や食事バランスガイド等の普及、食生活改善推進員等地域ボランティアの育成と活動の充実、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進など、地域関係者と連携して食生活の改善に取り組みます。

③ 生産体験等を通じた食の大切さを伝える取組

山から海への連続した自然環境に恵まれ、北陸の産物の集積都市として発達した金沢の特性を生かし、食に関する多様な生産体験活動、消費者と生産者の交流活動、地元産物の活用等を通じて、農林漁業への関心と理解を深め、食の大切さについての意識を高めるとともに、地産地消や食材の有効な活用を推進します。

④ 食文化の継承・発展と食育推進のための情報提供への取組

伝統料理を中心とした食文化を継承し、新たな食文化の創造に努めるとともに市民の日常生活の中から生まれた食文化についても、大切さを再認識し、その継承に力を注ぎます。

また、関係団体等との連携により食育に関する情報を市民にわかりやすく提供することに努めます。

目標 「金沢の伝統と文化に配慮し、食に関して正しい知識と判断力を身につけ、健全な食生活の実践により、心身ともに健康で生き生きと生涯を送ることができる市民を育てること」

